

# 東都大学 公的研究費管理規程

平成21年11月9日

学長裁定

## (目的)

第1条 この規程は、東都大学（以下「本学」という。）における公的研究費の管理及び使用（以下「管理」という。）を適正に行うために必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において「公的研究費」とは、次のとおりとする。

- (1) 国、地方公共団体又は公の研究資金配分機関から交付された研究費
- (2) 民間の研究助成団体から交付された研究費
- (3) その他民間企業等、本学の外部から交付された研究費

## (管理)

第3条 本学における公的研究費の管理は、事務局が行うものとし、研究者個人が行ってはならない。（当該資金に特段の定めがある場合を除く。）

2 公的研究費の使用は、別に定める公的研究費使用内規によるものとする。

## (研究費の使用及び研究者の責務)

第4条 研究者は、研究費の使用に当たっては法令等を遵守し、特に研究目的等が定まっているものにあつては、当該研究目的等に直接関係する研究活動のみに使用するものとする。

2 研究者は、研究費の使用に際して、常に使用状況を把握するものとする。

## (事務職員の責務)

第5条 事務職員は、研究費の執行に当たっては法令等を遵守するとともに、常に当該研究費の使用状況を把握し、適切な管理に努めるものとする。

## (誓約書)

第6条 公的研究費への応募または執行を行うものは、当該年度の4月に別紙1の誓約書に署名の上、事務局へ提出するものとする。なお、提出がないものについては、本学が管理を義務付けられている公的研究費への応募資格はないものとする。

2 公的研究費の財源でのみ取引のある業者で、前年度または当該年度に3回以上の取引がある業者についても、別紙2の誓約書に署名・提出の上、取引を行うこととする。

(管理責任者)

第7条 本学における公的研究費の管理を適正に行うため、本学に最高管理責任者及び統括管理責任者を置く。

- 2 最高管理責任者は、公的研究費の管理について最高責任を負う者とし、学長をもって充てる。
- 3 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の管理について実質的な責任を負う者とし、事務局長をもって充てる。

(不正防止計画の策定及び実施)

第8条 最高管理責任者は、公的研究費の管理に関して不正を防止するための具体的な計画を策定し、その実施に努めるものとする。

- 2 不正防止計画推進部署として、総務課を充てる。

(相談窓口)

第9条 公的研究費の管理に関する学内及び学外からの相談については、総務課を窓口とする。

(不正の告発)

第10条 前条の相談窓口に対して、公的研究費の管理に関して不正が行われている旨の告発があった場合、総務課長は速やかに事務局長及び学長に伝達し、指示を受けるものとする。

(調査委員会)

第11条 学長は、前条の告発等により公的研究費の管理に関して不正があったことが疑われる場合には、東都大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程に基づき、調査委員会を設置して調査を行わせるものとする。

(報告)

第12条 前条の委員会は、調査の結果を書面で学長に報告するものとする。

(処分)

第13条 学長は、前条の報告により不正を確認した場合は、学校法人青淵学園就業規則に基づき、関係した研究者又は事務職員を処分するよう理事長に要請するものとする。

- 2 前項の不正に取引業者が関与していた場合は、当該業者との取引を1年間停止するものとする。

(内部監査体制)

第14条 学長は、本学における公的研究費の管理を適正に行うため、内部監査体制を整備するものとする。

(雑 則)

第15条 この規程に定めるもののほか、公的研究費の管理に関して必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は平成21年11月9日から施行する。

この規程の改正は平成27年10月1日から施行する。

(別紙1)

年 月 日

## 公的研究費の使用にあたっての誓約書

東都大学 学長 殿

(自 署)

私 \_\_\_\_\_ は、\_\_\_\_\_ 年度の公的資金による研究を遂行するにあたり、研究費使用ルール等を理解し、これらを遵守いたします。

また、これらの経費の全部または一部が国民の貴重な税金で賄われていることを十分認識し、公正かつ効率的に使用するとともに、コンプライアンス及び研究者としての行動規範を遵守し、研究において不正行為を行わないことを約束いたします。

なお、それらに反した場合は、処分と法的責任を負うことも理解しています。

東都大学 学長 殿

## 誓 約 書

弊社（又は私）は、貴学からのご依頼の趣旨を十分に理解し、貴学所属の研究者が獲得された公的研究費（科学研究費補助金等）による物品等の購入依頼に際しては、会計上、公正且つ適切な処理を行い、又、発注依頼書等に基づく納品・検収業務についてもご協力することを約束いたします。

又、貴学が研究費に関して実施する監査等に際して、取引帳簿の閲覧・提出等の要請があった場合は、可能な限りこれに協力し、貴学研究者等から不正な要求があった場合は、貴学の通報窓口へ連絡致します。

万一、弊社（又は私）に不正が認められた際は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。

年 月 日

住 所 : \_\_\_\_\_

T E L : \_\_\_\_\_

会 社 名 : \_\_\_\_\_

代表者又は  
事業主名 : \_\_\_\_\_ (印)